

(契約事項)

(売却)

第1条 買受者（以下「乙」という。）は、東京二十三区清掃一部事務組合契約担当者（以下「甲」という。）へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に基づき、仕様書及び図書（設計図及び見本を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の履行期限までに表記の場所において義務を履行しなければならない。

第2条 甲は、その所有する物品（以下「本物品」という。）を請書記載の金額をもって乙に売却し、乙はその契約代金を支払うものとする。

第3条 この請書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第5条 この請書に定める請求、通知、申出、届出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第6条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。また、この契約の履行にあたってその全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

第7条 乙は、甲からの履行期限若しくは契約内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部の中止についての協議に応じなければならない。

第8条 乙は、天災その他のやむを得ない事由により履行期限を延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、甲に履行期限の延長について申し出なければならない。

第9条 乙は、第2条の代金を、甲が請求した日から20日以内に、甲が発行した納入通知書に従い、その指定する場所で支払わなければならない。

第10条 本物品の所有権は、乙が前条の代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

第11条 甲は、本物品の引渡し後は、その瑕疵につき担保の責任を負わないものとする。

第12条 乙は、甲が指定した期限までに本物品を引き取ることができない事由が発生したときは、その都度遅滞なくその事由及び影響日数を詳記し、甲に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出があった場合において、その事由が当事者双方の責めに帰すことができない事由によるときは、甲は、相当と認める日数の延期を認めることができる。

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により指定した期限までに乙が本物品を引き取ることができなくなった場合であって、甲において支障がないと認めるときは、相当と認める日数の延期を認めることができる。

2 乙は、前項の規定により期限の延長を認められたときは、その遅延日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延違約金として、甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の規定は、第9条に規定する支払期限を遅延した場合に準用する。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙又はその代理人がこの契約事項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第16条第1項の規定によらず契約解除の申出があったとき。
- (5) 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成12年規則第51号）第5条及び第6条の規定に該当するとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 本条の契約解除は、第13条の遅延違約金の徴収を妨げない。

第15条 甲は、乙が契約の履行を完了するまでの間は、前条第1項に規定する場

合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、前項の規定による契約の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条に規定する履行の中止期間が引き続き3月以上に及ぶとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項により契約を解除した場合に準用する。

第17条 第14条第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第18条 この請書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。